

4 施策の体系

南部丘陵に残された緑地（樹林地）の多くは私有地であり、所有者は、維持管理や相続税等の負担を抱えている。

土地所有者に対し緑地を持ち続けられるように、緑地保全制度の指定を推進する。保全された緑地は、土地所有者だけでなく、市、市民、事業者との協働のもと維持管理を進める。さらに、環境共生のまちづくりの視点による人と里地里山の関わりの再生や地域の振興・活性化に寄与する緑地の利用・活用を推進する。

緑地保全制度の指定地では、買取りの希望等への対応を行い、緑地としての保全を継続する。

以上の事項を踏まえ、南部丘陵の緑地保全についての施策の方針と具体的な施策を次のように定める。

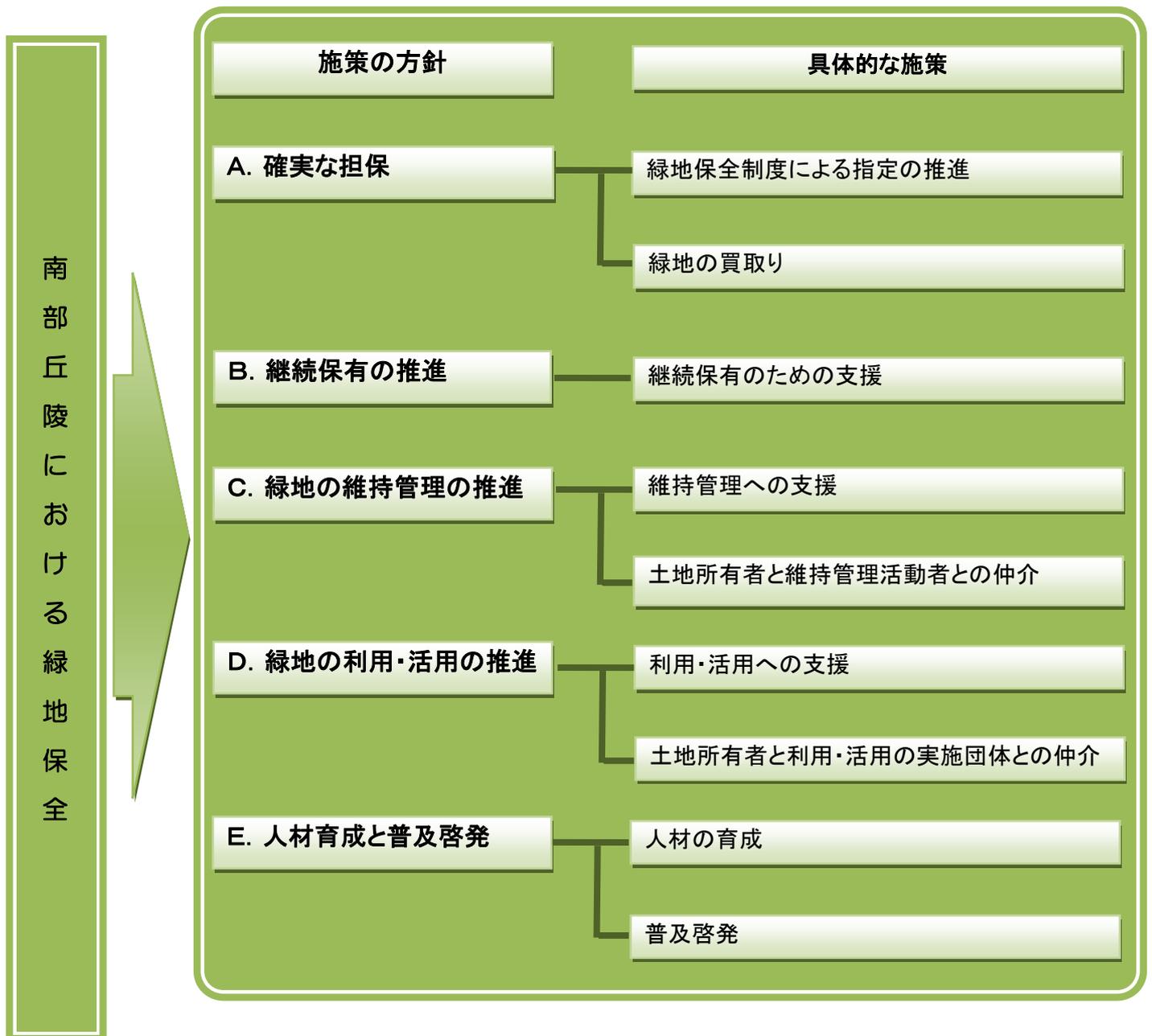


図 6.4.1 施策の体系図